

2026年度 地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度

＜施設所有（管理）者賠償責任保険＞

地域クラブ活動事業者特約

（公益財団法人日本レクリエーション協会用）セット

運営団体・指導者等の地域クラブ活動中の賠償リスクを補償する制度です

「**地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度**」は、地域クラブ活動中の偶然な事故で第三者に対して法律上の損害賠償責任が発生した場合、運営団体や指導者等が支払うべき賠償金に備えるための制度です。

地域クラブ活動の運営団体や指導者等は、地域クラブ活動中に使用・管理している施設や設備などを損壊した場合、あるいは第三者の身体に障害を与えた場合に、民法上の「不法行為責任」（第709条）や「債務不履行責任」（第415条）に基づく賠償責任が適用される場合があります。

■ 団体保険契約者

公益財団法人日本レクリエーション協会

※地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度は、「公益財団法人日本レクリエーション協会」の団体保険制度として運営しています。

■ 補償の対象者（被保険者）

① 運営団体（注1）

② ①の役員

③ 指導者等（注2）

（注1）保護者会、総合型地域スポーツクラブ、市区町村スポーツ協会、スポーツ少年団、文化芸術団体、市区町村が中心となって関係団体と連携を図り運営する組織、その他学校と関係する組織・団体を指します。

ただし、公益財団法人日本レクリエーション協会の会員に限りません。

（注2）市区町村から認定を受けた中学校における地域クラブ活動において市区町村または運営団体と書面等で契約書を交わし、謝金等の報酬を受ける指導者、補助者、引率者をいいます。

■ お支払いの対象となる損害保険金

保険金の種類	内容
① 損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金
② 損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために必要または有益な費用
③ 求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
④ 緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
⑥ 協力費用	制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用

※損害賠償金、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用については、基本となる補償の支払限度額（保険金額）を限度にお支払いします。

※争訟費用は直接要した費用の全額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が支払限度額（保険金額）を超える場合は、支払限度額（保険金額）のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。

※協力費用は、直接要した費用の全額をお支払いします。

※支出にあたり、事前に制度引受保険会社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

■ 支払限度額（保険金額）

	賠償区分	支払限度額（保険金額）
施設所有（管理）者リスクの補償	対人・対物共通	1事故につき 1億円 （自己負担額：0円）
管理財物リスクの補償		1事故・保険期間中につき 1,000万円 （自己負担額：5万円）

■ 保険金をお支払いできない主な場合（共通）

基本となる補償で共通して保険金をお支払いできない主な場合は、以下のとおりとなります。

保険契約者または被保険者の故意	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
地震・噴火・洪水・津波、高潮等の天災	専門職業務の遂行
核燃料物質（使用済燃料を含みます）等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性、放射線照射または放射能汚染	石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
環境汚染（不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。）	汚染物質の処理費用の支出

■ お申込み締め切りと保険期間

保険期間	お申込み締め切り	掛金振込み期限
2026年11月1日午後4時から2027年6月1日午後4時まで 7か月	2026年10月15日（木）	2026年10月22日（木）

■ 掛金

生徒（部員）*一名あたり275円（※内訳：保険料175円+制度運営費100円（税込））

※生徒（部員）数は直近の1年生・2年生・3年生の最大合計人数にてご報告ください。

■ 加入条件

地域クラブ活動の「地域展開」を対象とし、市区町村が認定した「認定地域クラブ活動」であること。

■ 加入方法

- ① 公益財団法人日本レクリエーション協会サイトにアクセスしてください。
・所定のフォームからメールアドレスをご登録ください。
URL：<https://recreation.or.jp/bu-hoken/>
- ② 入会申込（会員登録）と補償制度加入申込のご案内メールをご確認ください。
・「日本レクリエーション協会育成団体規程」および「地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度重要事項説明書」をご確認ください。
- ③ 入会申込書および補償制度加入申込書をご入力の上ご提出ください。
・Excelデータをメールにて公益財団法人日本レクリエーション協会宛にお送りください。
- ④ 入会金および掛金をお振込みください。
・会員登録番号（団体ID）および振込口座をメールにてご案内します。
・ご案内の指定口座へ、入会金（1,000円）および掛金をお振り込みください。
- ⑤ 「加入者証」をメールにてお送りしますので、大切に保管してください。



● このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店または制度引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。

● 制度引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ先

公益財団法人日本レクリエーション協会
〒111-0053 東京都台東区浅草橋一丁目9番16号 日東ビル7階
EMAIL：ikusei@recreation.or.jp TEL：03-3834-1093

取扱代理店

マーブル株式会社
〒105-0012 東京都港区芝大門2-2-2 芝大門サンワビル5F
お問い合わせ先：<https://x.gd/1pkZW>
TEL 03-5777-0050（受付時間：9時-17時 土日祝日・年末年始除く）